

庁議 案件申込書

申込日 平成22 年 1 月 21 日

案件名	(社) 関東建設弘済会が運営する国道16号谷口陸橋下自転車駐車場及び自動車駐車場の取扱いについて											
所管	都市建設	局	まちづくり事業	部	駐車場対策	課	担当者			内線		
概要	現在、国道16号谷口陸橋下に設置されている(社) 関東建設弘済会が運営する自転車駐車場(2箇所)と自動車駐車場(2箇所)については、国の公益法人改革の一環として平成22年度中に(社) 関東建設弘済会が運営から撤退することになり、国道の管理者である国土交通省相武国道事務所が撤退後の陸橋下の利用の在り方の検討を行う中で、本市に対して駐車場の占用と管理運営の実施について依頼があり、本市が既存の自転車駐車場と自動車駐車場の必要性や占用主体・管理運営について方針を決定する必要が生じたことから、その取扱いについて検討を行うもの。											
審議内容(論点)	○施設の必要性について ○占用主体・管理運営主体について ○条例改正について ○建物・設備等の移管条件について ○利用予測・収支予測について ○事業スケジュールについて											
審議希望日	関係課長会議	平成22	年	1	月	13	日	政策調整会議		年	月	日
	局経営会議	平成22	年	2	月	9	日	政策会議		年	月	日
日程等調整事項	条例等の調整	改廃あり	議会上程時期	平成22年9月			定例会					
	パブリックコメント	実施なし	時期				議会への情報提供					
検討経過等	関係部局名等		調整項目				調整状況					
	総務局 総務課		条例改正内容について									
打合せ・会議の経過												
月日	会議名等				内容							
H22.1.13	関係課長会議				施設の必要性について、占用主体・管理運営主体について 等							
備考												

会議開催日程等 (局経営会議、関係課長会議用)

区分	局経営会議										
開催日時	平成22	年	2	月	9	日	午前	10時	～		
会場	職員会館3階第1会議室(職員厚生課裏)										
出席課・機関等	<input type="checkbox"/>	小星副市長	<input type="checkbox"/>	都市建設局長	<input type="checkbox"/>	まちづくり計画部長	<input type="checkbox"/>	まちづくり事業部長			
	<input type="checkbox"/>	土木部長	<input type="checkbox"/>	都市建設総務室長	<input type="checkbox"/>	都市計画課長	<input type="checkbox"/>	都市整備課長			
	<input type="checkbox"/>	土木政策課長	<input type="checkbox"/>	駐車場対策課長	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>				
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>				

裏面に事案の具体的な内容を記載してください。

事案の 具体的な内容							
(1) 事案概要	<p>1. 施設の必要性について</p> <p>(1) 自転車駐車場 相模大野駅周辺の駐輪需要への対応や放置自転車対策上不可欠の施設である。</p> <p>(2) 自動車駐車場 パーク&ライド機能や保管場所機能を有する駐車場として存続させる必要がある。</p> <p>2. 占用主体・管理運営主体について</p> <p>(1) 自転車駐車場 相模原市</p> <p>(2) 自動車駐車場 (財)相模原市都市整備公社</p> <p>3. 条例改正について</p> <p>(1) 改正内容</p> <p>ア 名称・位置</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>名称</td> <td>市営谷口南口自転車駐車場</td> <td>市営谷口北口自転車駐車場</td> </tr> <tr> <td>位置</td> <td>相模原市南区相模大野7丁目704番</td> <td>相模原市南区相模大野3丁目327番</td> </tr> </table> <p>イ 供用時間・入出場時間 午前0時から午後12時までとする。</p> <p>ウ 駐車料 既存の市営相模大野駅北口自転車駐車場の料金体系とする。</p> <p>エ 管理 指定管理者による管理とする。既に指定されている法人を平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間、公募によらず指定できるようにする。</p> <p>(2) 施行日 平成23年4月1日。ただし、指定管理者に関する附則の規定は公布の日から施行する。</p> <p>4. 建物・設備等の移管条件について 自転車駐車場・自動車駐車場にかかる建物・設備等については無償譲渡により市・都市整備公社に移管することを条件として調整する。</p> <p>5. 利用予測・収支予測について</p> <p>(1) 利用予測 自転車駐車場(2箇所): 自転車・原付 定期利用 月1,900台 1日利用 日395台 自動車駐車場(2箇所): 135台(月極のみ)</p> <p>(2) 収支予測 自転車駐車場(2箇所): 収入45,000千円・支出26,000千円 自動車駐車場(2箇所): 収入20,000千円・支出8,200千円</p>	名称	市営谷口南口自転車駐車場	市営谷口北口自転車駐車場	位置	相模原市南区相模大野7丁目704番	相模原市南区相模大野3丁目327番
名称	市営谷口南口自転車駐車場	市営谷口北口自転車駐車場					
位置	相模原市南区相模大野7丁目704番	相模原市南区相模大野3丁目327番					
(2) 事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度 方針案の決定 ・平成22年6月議会 建設部会にて概要説明 ・平成22年9月議会 条例改正議案提出 ・平成22年12月議会 指定管理議案提出・債務負担行為額補正・開設準備経費補正 ・平成23年4月1日 供用開始 						
(3) 事業経費等	<ul style="list-style-type: none"> ・市営自転車駐車場管理運営経費: 26,000千円 ・移管にかかる経費: 国と調整後決定 						